

ひろしまの森づくり事業（交付金事業）補助金交付要領

（趣旨）

第1条 福山市が実施するひろしまの森づくり事業（交付金事業）に関して、ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱（平成19年4月5日制定）、ひろしまの森づくり事業（交付金事業）実施要領（平成19年4月5日制定）及び福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）によるほか、この要領により定める。

（補助金の対象）

第2条 事業主体、対象事業内容、補助対象経費及び補助率は、別表第1に掲げるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第3条 この補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第2に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（協定書）

第4条 別表第1に掲げる里山林整備事業、里山防災林整備事業及び里山林課題解決推進事業を実施する場合は、あらかじめ、補助金の返還に該当する行為（皆伐、転用）等を明記した協定（別紙様式例）を当事者間で締結するものとする。

2 協定の期間は、協定締結日から起算して10年を経過した日の属する会計年度の末日とする。

（事業計画の変更）

第5条 規則第10条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 補助金の額に変更を生じない補助対象事業の支出額の変更（支出費目の変更を伴うもの及び使用開始から1年を経過しても引き続き使用することに支障がない用具器具等の変更を除く。）
- (2) 事業計画の細部の変更

（事業報告書の提出）

第6条 規則第11条に基づき事業完了後、年度末までに事業報告書（様式第5号）に別表第3に掲げる書類等を添付して提出する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要事項は、市長が別に定める。

2 事業主体は、事業の取組内容や成果等について積極的に広報活動を行うこととし、県民税を活用した事業である旨を説明するなど、事業の周知や県民理解の促進に努めるものとする。

(附則)

この要領は、2007年(平成19年)9月18日から施行する。

(附則)

この要領は、2008年(平成20年)10月9日から施行する。

(附則)

この要領は、2012年(平成24年)4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、2015年(平成27年)9月1日から施行し、2015年(平成27年)4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、2017年(平成29年)6月26日から施行し、2017年(平成29年)4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、2018年(平成30年)10月24日から施行し、2018年(平成30年)4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、2021年(令和3年)4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、2021年(令和3年)6月23日から施行し、2021年(令和3年)4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、2022年(令和4年)4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、2023年(令和5年)4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、2024年(令和6年)4月1日から施行する。